

令和元年度第17回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和元年12月9日

担当部・課：生活環境部市民課〔内線2312〕

| | |
|-------------------------------------|--|
| ① 件名 | 印鑑登録に係る登録資格の見直しについて |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） | <p>【背景】</p> <p>成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づく、成年被後見人等（※）の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法令が令和元年6月7日に成立し、同月14日に公布されたことに伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正される旨の通知があったことから、関係条例である石巻市印鑑条例の改正が必要となった。</p> <p>※ 成年被後見人等：成年被後見人及び被保佐人</p> <p>【目的】</p> <p>成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図る。</p> |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 | <p>【根拠法令】</p> <p>成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29条） 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定） 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年6月7日成立、同月14日公布） 印鑑登録証明事務処理要領 石巻市印鑑条例（平成17年石巻市条例第188号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】</p> |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） | <p>令和元年 6月 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の公布</p> <p>11月 印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について通知</p> |
| ⑤ 主な内容 | 石巻市印鑑条例第2条に定める、印鑑の登録を受けることができない者のうち、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。 |
| ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。） | <p>【影響・効果】</p> <p>印鑑登録の申請について、適正な運用が図られる。</p> <p>【市財政への負担】</p> <p>無し</p> |
| ⑦ 他の自治体の政策との比較検討 | 他市町村においても同様の改正を行う。 |
| ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日 | 令和2年 2月 令和2年市議会第1回定例会に石巻市印鑑条例の一部改正について提案（施行予定年月日：公布の日） |
| ⑨ その他 | |